

むつ市建設工事共同企業体取扱要綱

平成30年3月29日

むつ市告示第28号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第2条 建設工事に係る共同企業体の方式は、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事又は施工する上で特殊工法等が必要となる工事の施工に際して、技術力等を集結することにより工事の安定的施工を確保する場合に、当該工事ごとに結成する方式
- (2) 経常建設共同企業体 建設業者が継続的な協業関係を確保することにより経営力又は施工力を強化する目的で結成する方式

(対象工事)

第3条 共同企業体に発注する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 市内の建設業者又は経常建設共同企業体では施工が困難であると認められる大規模かつ技術的難度の高い工事又は施工する上で特殊工法等が必要となる工事で、特定建設工事共同企業体による共同施工により円滑かつ効果的な施工が見込まれるもの
 - (2) 経常建設共同企業体 次に掲げる工事
 - ア 建築一式工事又は土木一式工事で設計金額がおおむね5億円を超えるもの
 - イ ア以外の工事で設計金額がおおむね1億円を超えるもの
- 2 工事の規模又は施工内容に照らし、共同企業体による施工の必要があると認められる工事においても、市内に本店、支店又は営業所等を有し、単体で施工できる建設業者がいると認められるときは、単体企業と共同企業体との混合による入札とすることができる。

(対象工事の指定)

第4条 対象工事の指定は、むつ市請負工事等業者指名審査会（むつ市請負工事等

業者指名審査会規程（昭和54年むつ市訓令甲第8号）第1条に規定するむつ市請負工事等業者指名審査会をいう。以下「指名審査会」という。）において行う。

（特定建設工事共同企業体に発注する対象工事の公告）

第5条 対象工事のうち特定建設工事共同企業体に発注する工事については、必要な事項を公告し、当該工事の受注を希望する特定建設工事共同企業体の申請を受け付けるものとする。

（共同企業体の構成員）

第6条 共同企業体の構成員については、次のとおりとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、その規模が非常に大きく多数の工種にわたる等の事由のある建設工事で、技術力及び資本力を特に結集する必要があると認められるものについては、4者以上とすることができる。
- (2) 経常建設共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。
- 2 前項第1号の特定建設工事共同企業体の構成員の数は、発注しようとする建設工事（以下「発注工事」という。）ごとに指名審査会において定めるものとする。
- 3 共同企業体の各構成員は、次の各号のいずれにも該当する者であるものとする。
 - (1) むつ市指名競争入札参加者の資格に関する規則（昭和54年むつ市規則第9号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により指名競争入札に参加する者の資格を有すると認定された者であること。
 - (2) 発注工事に対応する建設業の許可業種（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の業種をいう。以下同じ。）について、当該許可を受けた後の営業年数が5年以上あること。
 - (3) 発注工事に対応する建設業の許可業種に係る監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。）又は国家資格を有する主任技術者（同条第1項に規定する主任技術者をいう。）を工事現場ごとに専任で配置することができること。

（共同企業体の構成）

第7条 共同企業体の構成は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体にあつては、各構成員が当該発注工事に係る他の特定建設工事共同企業体の構成員になっていないこと。
- (2) 経常建設共同企業体にあつては、各構成員が他の同工種の経常建設共同企業体の構成員になっていないこと。

(3) 各構成員の出資比率が、その構成員の数に応じ、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める比率以上であること。

ア 構成員の数が2者の場合 100分の30

イ 構成員の数が3者の場合 100分の20

ウ 構成員の数が4者以上の場合 各構成員の均等割とした場合の出資比率の100分の60に相当する比率

(4) 代表者は、施工力、施工実績等を勘案して決定された者であって、出資比率が構成員の中で最大であること。

(共同企業体の結成方法)

第8条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(共同企業体の資格審査及び認定)

第9条 共同企業体の資格審査及び認定は、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体 公募により必要な申請書類を提出させ、その適格性について指名審査会の資格審査を行い、有資格者と認定した場合は、規則第6条に規定する有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録するものとする。

(2) 経常建設共同企業体 規則第2条に規定する必要な申請書類を提出させ、資格審査を行い、有資格者と認定した場合は、有資格者名簿に登録するものとする。

(共同企業体の存続期間)

第10条 共同企業体の存続期間は、次の各号に掲げる共同企業体の区分に応じ、当該各号に定める期間以上であるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める期間

ア 当該建設工事の契約の相手方となった場合 前条第1号の規定による登録の日から契約の終了の日後3月を経過するまでの間

イ ア以外の場合 前条第1号の規定による登録の日から当該建設工事の契約の締結の日までの間

(2) 経常建設共同企業体 規則第8条第1項に規定する期間。ただし、契約の相手方となった建設工事がある場合は、当該契約の終了の日から3月を経過する日又は同項に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、指名審査会で定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。